滋賀・西河原遺跡

1 所在地　滋賀県野洲郡中主町大字西河原
2 調査期間　一九九一年（平3）一二月～一九九二年二月
3 発掘機関　中主町教育委員会
4 調査担当者　徳網克己
5 遺跡の種類　集落跡
6 遺跡の年代　飛鳥時代～江戸時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

西河原遺跡は、野洲川右岸下流域の沖積地（自然堤防帯）に位置する遺跡で、これまでは平安時代から江戸時代にかけての集落跡と考えられていたが、近年の二回の発掘調査で中世の集落跡や屋敷跡と共に、その下層に飛鳥時代～奈良時代の水田遺構等が存在することが明らかとなっていた。

今回の第三次発掘調査地点は、「丙子年」（天武五年＝六七六）の文書木簡が出土した湯ノ部遺跡が南〇・八kmに、官衙状遺構群や天武朝の和文体木簡が出土した西河原森ノ内遺跡（『木簡研究』八）が北〇・五kmに存在し、南北に並ぶ同時代の二遺跡の中間地点に位置するもので、西河原集落の鎮守である二之宮神社の隣接地である。調査は、個人住宅の建設に伴う事前調査で、二八五㎡を対象に三遺構面について調査を実施した。

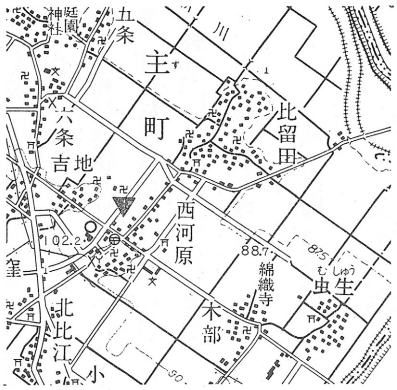

第一遺構面では、平安時代末・中世～近世の水田区画と畠作の溝跡、小規模な建物跡・柵跡らしき柱穴等が検出された。第二遺構面では、平安時代中期～後期の掘立柱建物一棟以上とその廃絶後に形成された畠作に関わる溝跡多数が検出された。第三遺構面としたものは、本来二面以上の遺構面に分層することができる遺構面を調査の都合上一面としたもので、飛鳥時代～平安時代前期の掘立柱建物八棟以上とその西端に木簡四点が出土した溝一条（SD三三〇一）を検出した。溝SD三三〇一は、調査区の西端でかろうじて東岸肩部を検出したもので、幅三・二m以上、深さ一・一m、南北方向の、逆台形の断面をもつ溝で、柵状の護岸杭を不規則に打ち込んでいる。なお、この溝跡は、西河原森ノ内遺跡や湯ノ部遺跡で発見された、条里型地割以前の旧地割の一部にあたるものと考えられる。堆積層は、細かくは六層見られ、腐蝕した植物を多量に含むシルト層（第一～四層）と、細砂層とシルト質極細砂層の互層（第五・六層）に分けられる。各堆積層のおよその年代は、第四～六層が七世紀前半・

七世紀後半〜八世紀初、第一〜三層が八世紀中頃〜九世紀後半と考えられる。木簡は、第四層下部より、四点が出土した。溝跡より出土した共伴遺物には、土器の他に木製品の琴柱・斎串・曲物底板・箸、桃の種、獣(牛)の歯・骨、土錘等がある。墨書土器には、「神」「皆万□」「皆□」「成仲」等の六点がある。

8　木簡の釈文・内容

(1)　・「郡□〔司カ〕符馬道里長令×

「　・女丁　又来□女□×

□□□□□×

(145)×34×5　019

(2)　・×水□　×

・×□□□□□〔不道カ〕×

(122)×27×4　081

(3)　×□□□〔衣罪カ〕×

(49)×10×4　081

(4)　□　□　□

(300)×(10)×8　081

(1)は、野洲郡から管内の馬道里の里長に女丁の差点を下達した文書（郡符）と考えられるものである。下半を折損しているのと裏面の墨付が薄いため、事書の詳細な内容や発給者の位署、年月日等は明らかでない。女丁については、「仕女丁」（大宝令）、「女丁」（養老

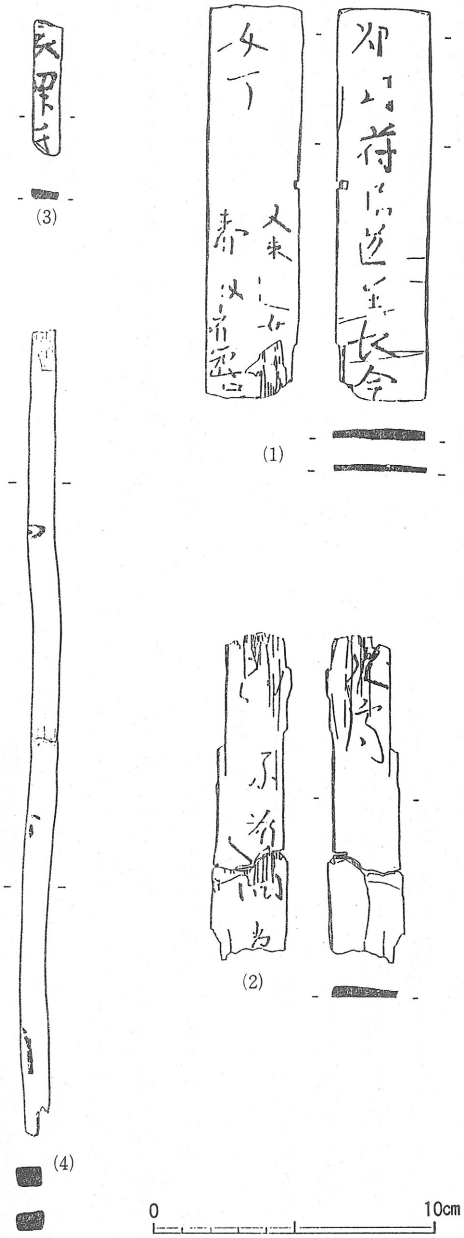

令）、「仕女」（『続日本紀』神護景雲三年一〇月辛酉条）とも称され、賦役令仕丁条等によると、仕丁と同じく一般公民層から徴発される女の仕丁で、宮内省が検校し後宮十二司等で三年を任期に雑役に従事していたと考えられている。その数は、国の等級により国ごとに一～四人が差点され、天平一七年（七四五）の「宮内省移」（『大日本古文書』二巻四三三頁）や延喜民部省式等から、八・九世紀を通じておよそ一〇〇人前後であったと推定されている。近江国は延喜民部省式では大国であり、この当時は四人の女丁を送っていたと思われる。このようにこの木簡は、宮内省もしくは近江国司より女丁差点の命令を、野洲郡司を通じて、律令地方行政の末端である馬道里長に下達した文書で、里長の「里御宅」である可能性が出てきた西河原遺跡で廃棄されたと考えることができる。木簡の年代は、共伴遺物や書式から大宝元年（七〇一）～霊亀三年（七一七）の間と考えられる。

(2)～(4)については、何れも上下端を折損しており、(3)(4)はさらに左側を失っているため判読できなかった。今後の検討に待ちたい。

なお、木簡の判読、解釈に際しては、奈良国立文化財研究所史料調査室の方々並びに立命館大学の山尾幸久氏よりご教示を得た。

（辻　広志）